

事業者の皆さまへお知らせです

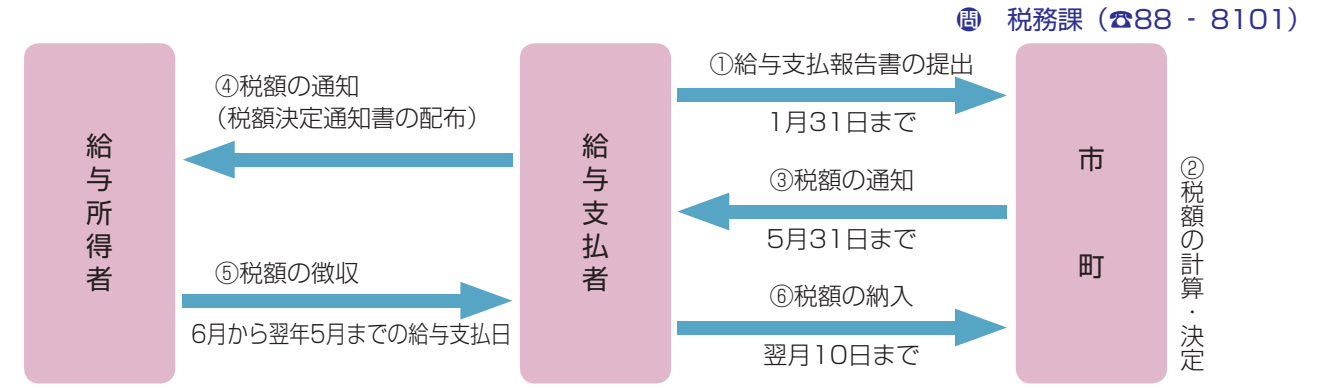
従業員の市・県民税は特別徴収の実施を!

※地方税法第321条の4および各市町の条例（勝山市は「勝山市税条例第44条」）により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、原則、特別徴収義務者として従業員（給与所得者）の市・県民税の特別徴収を行うこととなっています

◆**個人住民税の特別徴収とは**
 所得税の「源泉徴収」にあたるものが、市・県民税では「特別徴収」と呼ばれています。
 所得税の源泉徴収と同様に、事業者は、従業員が納めるべき市・県民税を毎月の給与から天引きし（特別徴収）、従業員の住所地の市町に納めます。

◆**特別徴収の利点（メリット）**
 ・従業員の納付の手間が省けます（銀行などに出向く必要や、納め忘れがなくなります）
 ・普通徴収（納付書での納付）の納期は4期（年4回）であるのに対し、特別徴収は毎月（年12回）であるため、1回あたりの納付額が小さくなります

※従業員ごとの市・県民税額は、各市町で計算されて各事業所に通知されますので、事業者にとっては、所得税の年末調整をするような手間はかかりません



相続や贈与などに係る生命（損害）保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いが変更になります

このたび、遺族のかたが年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取り扱いが改められ、平成17年分から平成21年分までの各年分について、所得税を納め過ぎとなっているかたは、その納め過ぎの所得税が還付となります。お手数をおかけしますが、必要な手続きをしていただきます。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。大野税務署までお問い合わせください。

※「振り込め詐欺」にご注意ください（還付金の受け取りのために、ATMの操作を求めることはありません）

☎ 国税庁ホームページ
www.nta.go.jp

大野税務署
☎66 - 2180（音声案内）

不動産公売のお知らせ

市税の滞納により差し押さえた不動産を、左記のとおり公売します。購入を希望されるかた（法人も可）は、公売保証金を持参のうえ、入札してください。なお、見積価格以上の最高価格入札者が買い受け人となります。

【入札】
 とき▼12月2日（木）午前10時
 ところ▼市民会館 2階 会議室
 公売物件▼下記のとおり
 見積価格▼一括して2080万円
 公売保証金▼208万円
 ※詳細は市のホームページまたは税務課まで

土地所在地	勝山市旭毛屋町	
地番	2701番	2703番
地目	田(現況:宅地)	田(現況:宅地)
地積	132.00㎡	928.00㎡
合計	1060.00㎡	

☎ 税務課 ☎88 - 8101

国保 「特定健康診査」でメタボ予防

「特定健診」、「メタボ」。皆さまも一度は耳にしたことがあると思います。40歳から急激に増える医療費。特定健診を受診して、生活習慣病の予防や早期発見を心がけましょう。

勝山市国民健康保険の被保険者には、5月にご案内と受診券を郵送しています。もし、受診券が手元にない場合は、健康長寿課までご連絡ください。

【集団健診】
 とき▼11月14日(日)、12月6日(月)
 午前8時30分～10時30分

【医療機関健診】
 期間▼平成23年1月31日(月)まで
 受け付け時間は各医療機関の診察時間に限ります。事前に各医療機関へお問い合わせください。

- 木下 医 院 ☎87 - 3333
- クリニカ・デ・ふかや ☎88 - 0011
- 佐々木胃腸科外科医院 ☎87 - 2616
- 竹下中央内科医院 ☎88 - 1121
- 武藤外科医院 ☎88 - 0266
- 福井社会保険病院 ☎88 - 8166
- 芳野 医 院 ☎88 - 2000

治療中のかたは 診察情報の提供を

勝山市国民健康保険では、より多くの皆さまに特定健診を受診していただきたく、例年、未受診者への周知を行ってまいりました。

未受診者の中には、既に医療機関において特定健診に相当する診察を受けているかたもいますが、このようなかたも未受診者としてまいりました。

しかし、このようなかたから特定健診に相当する診察情報（検査結果）を提出していただくことで、特定健診を受診したものとみなすことになりました。

現在、特定健診未受診者には、後日ご案内しますので、受診の際にはかかりつけの医療機関へ用紙を持参いただきますようお願いいたします。

☎ 市民課 ☎88 - 8102
 健康長寿課 ☎87 - 0888

年金 国民年金保険料は 社会保険料控除の対象となります

年末調整など税務申告の際に、国民年金保険料を納付されたかたが社会保険料控除を受けるためには、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または領収書の添付が必要です。

平成22年中（平成22年1月1日から9月30日まで）に納付された国民年金保険料の金額を証明する控除証明書が、日本年金機構から送付されますので、年末調整または確定申告の際に必ず添付してください。

なお、10月1日～12月31日までの控除証明書は、来年2月に送付されますので、平成22年の年末調整時には、領収書の添付をお願いします。

※ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付されたかたの社会保険料控除の対象となります

【扶養親族等申告書】の提出を忘れずに

所得税法により、老齢年金は雑所得として所得税がかかります。

日本年金機構から、老齢年金の金額が108万円以上（65歳以上のかたは158万円以上）のかたに「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（ハガキ）」が送付されますので、お早めに提出してください。

Q1 障害年金や遺族年金を受けている人にも送付されるの？
 A 障害年金や遺族年金は、所得税の課税対象ではない（非課税）ので、源泉徴収票は送付されません。

Q2 扶養親族の状況が変わった場合、何か届出をする必要があるの？
 A 年の途中で扶養親族が増えるなど扶養親族の状況が変わった場合は、最寄りの税務署で確定申告を行い、所得税の過不足分を精算してください。

Q3 夫婦で年金を受けていて、それぞれに扶養親族等申告書を送付してきたが、長男をそれぞれの扶養控除の対象とすることは可能？
 A 扶養控除の対象は、どちらか一方しかできません。

☎ 福井年金事務所（お客様相談室）
 ☎076 - 23 - 4518
 ☎市民課 ☎88 - 8102